

伊勢原市建設工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市が発注する建設工事の請負契約における、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づく価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札（以下「入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定める。

(総合評価方式の種類)

第2条 試行する総合評価方式の種類は、次のとおりとする。

(1) 特別簡易型 次条第1号に該当する工事

(2) 簡易型 次条第2号に該当する工事

(対象工事)

第3条 総合評価方式により入札を行う工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とし、第5条に規定する審査委員会が選定することとする。

(1) 入札に参加しようとする者の施工実績等の技術的能力及び社会性・信頼性（以下「施工能力等」という。）と当該入札参加者が提示する価格（以下「入札価格」という。）を一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) 入札参加者が提示する簡易な施工計画（以下「技術提案等」という。）及び施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(評価の方法)

第4条 総合評価方式による評価は、標準点100点に、入札参加者が提出した技術提案等及び施工能力等に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）を加えた合計（以下「技術評価点」という。）を、当該入札参加者の入札価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）で除して得た数値に、100万を乗じて得た数値（小数点第5位以下切捨て。以下「評価値」という。）とする。ただし、入札価格が失格基準価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）以上調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）未満の場合は、調査基準価格を入札価格とみなして算出する。

(審査委員会)

第5条 総合評価方式を実施するにあたって、対象工事の認定、次条に規定する落札者決定基準、落札者の決定の適否その他の審査対象事項について審議するための審査委員会は、伊勢原市契約規則（平成元年伊勢原市規則第11号。以下「規則」という。）第6条の2の伊勢原市入札参加資格選考委員会とする。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第6条 総合評価方式の実施に当たっては、施行令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、総合評

価一般競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて、学識経験者に意見を聴くものとする。

3 前項において改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者から意見聴取を行うものとする。

（施工実績等の評価）

第7条 契約主管課長は、総合評価方式の対象工事における施工能力等を評価するものとする。

（技術審査会）

第8条 簡易型の対象工事における技術提案等の評価を行うに当たり、技術内容を評価するため、技術審査会を行うものとする。

2 技術審査会は契約主管課長を議長とし、検査担当職員、工事主管課長、工事主管課係長、工事監督員の5名をもって組織し、次の内容について技術評価事務を行うものとする。

（1）対象工事の目的に応じ、技術提案等の評価項目及び評価の方法についての具体的な選定及び配点

（2）入札参加者が記載した技術提案等の評価項目内容についての審査、評価及び採点

3 議長は、必要があると認めるときは、技術評価審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。また、入札参加者から提出された技術提案等について意見を聴くことができるものとする。

（審査委員会への評価内容の報告）

第9条 契約主管課長は、次の各号に掲げる事項について評価項目の選定及び配点を行い、審査委員会に報告する。

（1）特別簡易型 対象工事の施工能力等

（2）簡易型 対象工事の技術提案等及び施工能力等

（評価項目等の決定）

第10条 評価項目及び評価基準は、前条の報告に基づき、審査委員会が決定する。

（入札公告に掲げる事項）

第11条 総合評価方式を実施する際には、入札公告において、規則第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）総合評価方式による旨

（2）求める技術資料の内容及び提出期限

- (3) 技術資料の評価項目及び評価基準
 - (4) 落札者の決定基準及び決定方法
 - (5) 総合評価方式での評価結果等が公表されること
 - (6) 落札者が提示した技術的要素の内容が履行できなかった場合の措置等
 - (7) その他必要と認める事項
- (資料の提出)

第12条 入札者は、入札書提出期間内に技術資料を提出しなければならない。

(落札候補者の決定)

第13条 契約主管課長は、技術評価点が決定した後に入札書の開札を行い、開札後に第4条の評価方法に基づき評価した評価値の最も高い者を落札候補者とする。

2 次の各号に掲げる要件に該当する者は、前項の規定を適用するための評価の対象外とする。

- (1) 入札価格が予定価格を超え、又は失格基準価格未満となった者
- (2) 低入札価格調査の結果失格となった者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該総合評価方式競争入札に係る公告等において定めた参加資格要件等を満たしていない者

3 第1項の規定に該当する評価値の最も高い者が2人以上あるときは、規則第23条の規定に基づきくじにより落札候補者を定めるものとする。

(審査委員会への落札候補者の報告)

第14条 契約主管課長は、前条により選定した落札候補者を審査委員会に報告する。

(入札結果の公表)

第15条 総合評価方式による入札において落札者が決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、第3号については、入札価格が制限範囲内にある者（技術力等の評価において失格となった者を除く。）のみとする。

- (1) 入札参加者名
- (2) 入札参加者の入札価格
- (3) 入札参加者の加算点、技術評価点、評価値

(落札者の施工方法等)

第16条 簡易型の入札により落札した者に対しては、落札者の提示した技術提案等に基づいて施工させるものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として認めないものとする。

(技術提案等に係る履行の担保措置等)

第17条 契約主管課長は、落札者が提示した技術資料の全てを契約図書に記載し、その履行を確保するものとする。

2 前項に定めるもののほか、技術提案等に係る対応については、次のとおりとする。

- (1) 工事主管課長は、技術提案等の内容が履行されていることを確認するものとする。

- (2) 工事の検査等において、技術提案等の内容が満たされていないことが確認された場合、原則として再度の施工を行うものとし、再度の施工が困難または合理的でないと判断された場合には、工事成績評定点の減点措置を行うものとする。
- 3 前項第2号の工事成績評定点の減点措置は、次のとおりとする。ただし、8点を限度とする。
- (1) 再度の施工により技術提案等が履行された場合には、成績評定評価項目ごとに1点減点する。
- (2) 再度の施工においても履行が不可能な場合、または再度の施工が困難または合理的でないと判断された場合には、評価項目ごとに3点減点する。
- 4 配置予定技術者に病気、けが、退職、死亡その他のやむを得ない事情がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、配置予定技術者の変更をすることができるものとする。この場合において、変更後の配置予定技術者は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と、同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定を3点減点する。
- 5 入札参加者の技術資料等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合、又は技術資料等の虚偽記載等明らかに悪質な行為が認められる場合には、伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領（平成元年伊勢原市告示第26号）の規定に基づき停止措置等を行うものとする。

（技術提案に関する秘密の保持）

第18条 総合評価方式における入札において入札参加者が提出した資料等については、公表しないものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。